

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第六条の三 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

- 2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。
- 3 病院等の管理者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

第一条の二 法第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第六条の三第一項の規定により、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第一条の二関係）

第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

一 基本情報

イ 共通事項（（6）、（7）及び（8）については助産所を、（9）については歯科診療所及び助産所を除く。）

- （1） 病院等の名称
- （2） 病院等の開設者
- （3） 病院等の管理者
- （4） 病院等の所在地
- （5） 病院等の案内用の電話番号及びファクシミリの番号
- （6） 診療科目
- （7） 診療科目別の診療日
- （8） 診療科目別の診療時間
- （9） 病床種別及び届出又は許可病床数

ロ 助産所

- （1） 就業日
- （2） 就業時間

二 病院等へのアクセス

イ 共通事項（（5）及び（6）については助産所を、（7）については歯科診療所及び助産所を、（8）については歯科診療所を除く。）

- （1） 病院等までの主な利用交通手段
- （2） 病院等の駐車場
 - （i） 駐車場の有無
 - （ii） 駐車台数
 - （iii） 有料又は無料の別
- （3） 案内用ホームページアドレス
- （4） 案内用電子メールアドレス

- (5) 診療科目別の外来受付時間
- (6) 予約診療の有無
- (7) 時間外における対応として厚生労働大臣が定めるもの
- (8) 面会の日及び時間帯

ロ 助産所

- (1) 外来受付時間
- (2) 予約の有無
- (3) 助産所の業務形態として厚生労働大臣が定めるもの
- (4) 時間外における対応の有無

三 院内サービス等

イ 共通事項（（１）については助産所を除く。）

- (1) 院内処方の有無
- (2) 対応することができる外国語の種類
- (3) 障害者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの
- (4) 車椅子利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの
- (5) 受動喫煙を防止するための措置として厚生労働大臣が定めるもの

ロ 病院

- (1) 医療に関する相談に対する体制の状況
 - (i) 医療に関する相談窓口の設置の有無
 - (ii) 相談員の人数
- (2) 入院食の提供方法として厚生労働大臣が定めるもの
- (3) 病院内の売店又は食堂（外来者が使用するものに限る。）の有無

ハ 診療所

- (1) 医療に関する相談員の配置の有無及び人数

ニ 歯科診療所

- (1) 医療に関する相談員の配置の有無及び人数

四 費用負担等

イ 共通事項（（１）については助産所を、（２）（iv）及び（v）については診療所を、（２）及び（３）については歯科診療所及び助産所を除く。）

- (1) 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類として厚生労働大臣が定めるもの
- (2) 選定療養
 - (i) 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額
 - (ii) 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額
 - (iii) 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額
 - (iv) 「病床数が二百以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額

収の有無及び金額

(v) 「病床数が二百以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額

(3) 治験の実施の有無及び契約件数

(4) クレジットカードによる料金の支払いの可否

ロ 病院

(1) 先進医療の実施の有無及び内容

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ 病院

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

(2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの

(3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの

(4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの

(5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの

(6) 専門外来の有無及び内容

(7) 健康診査及び健康相談の実施

(i) 健康診査の実施の有無及び内容

(ii) 健康相談の実施の有無及び内容

(8) 対応することができる予防接種として厚生労働大臣が定めるもの

(9) 対応することができる在宅医療に関する対応として厚生労働大臣が定めるもの

(10) 対応することができる介護サービスとして厚生労働大臣が定めるもの

(11) 主治医以外の医師による助言（以下「セカンドオピニオン」という。）に関する状況

(i) セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供の有無

(ii) セカンドオピニオンのための診察の有無及び料金

(12) 地域医療連携体制

(i) 医療連携体制に関する窓口の設置の有無

(ii) 患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画（以下「地域連携クリティカルパス」という。）の有無

(13) 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無

ロ 診療所

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資

格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

- (2) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの
- (3) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの
- (4) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの
- (5) 専門外来の有無及び内容
- (6) 健康診査及び健康相談の実施
 - (i) 健康診査の実施の有無及び内容
 - (ii) 健康相談の実施の有無及び内容
- (7) 対応することができる予防接種として厚生労働大臣が定めるもの
- (8) 対応することができる在宅医療に関する対応として厚生労働大臣が定めるもの
- (9) 対応することができる介護サービスとして厚生労働大臣が定めるもの
- (10) セカンドオピニオンに関する状況
 - (i) セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供の有無
 - (ii) セカンドオピニオンのための診察の有無及び料金
- (11) 地域医療連携体制
 - (i) 地域連携クリティカルパスの有無
- (12) 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無

ハ 歯科診療所

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数
- (2) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの
- (3) 専門外来の有無及び内容
- (4) 健康診査、健康相談の実施
 - (i) 健康診査の実施の有無及び内容
 - (ii) 健康相談の実施の有無及び内容
- (5) 対応することができる在宅医療に関する対応として厚生労働大臣が定めるもの

ニ 助産所

- (1) 家族付き添い室の有無
- (2) 妊産婦等に対する相談又は指導として厚生労働大臣が定めるもの

第三 医療の実績、結果等に関する事項

一 医療の実績、結果等に関する事項

イ 病院

- (1) 病院の人員配置
 - (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
 - (ii) 外来患者を担当する医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
 - (iii) 入院患者を担当する医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 看護師の配置状況
- (3) 法令上の義務以外の医療安全対策
 - (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無
 - (ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別
 - (iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種
 - (iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無
- (4) 法令上の義務以外の院内感染対策
 - (i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別
 - (ii) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種
 - (iii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無
- (5) 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無
- (6) 診療情報管理体制
 - (i) 厚生労働大臣が定めるものについてのオーダーリングシステムの導入の有無及び導入状況
 - (ii) ICDコードの利用の有無
 - (iii) 電子カルテシステムの導入の有無
 - (iv) 診療録管理専任従事者の有無及び人数
- (7) 情報開示に関する窓口の有無
- (8) 症例検討体制
 - (i) 臨床病理検討会の有無
 - (ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無
- (9) 治療結果情報
 - (i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無
 - (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無
- (10) 患者数
 - (i) 病床の種別ごとの患者数
 - (ii) 外来患者の数
 - (iii) 在宅患者の数
- (11) 平均在院日数

- (12) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
- (13) 財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による認定の有無
- (14) 診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

ロ 診療所

- (1) 診療所の人員配置
 - (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 看護師の配置状況
- (3) 法令上の義務以外の医療安全対策
 - (i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無
- (4) 法令上の義務以外の院内感染対策
 - (i) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無
- (5) 電子カルテシステムの導入の有無
- (6) 情報開示に関する窓口の有無
- (7) 治療結果情報
 - (i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無
 - (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無
- (8) 患者数
 - (i) 病床の種別ごとの患者数
 - (ii) 外来患者の数
 - (iii) 在宅患者の数
- (9) 平均在院日数
- (10) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
- (11) 診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

ハ 歯科診療所

- (1) 歯科診療所の人員配置

- (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 情報開示に関する窓口の有無
- (3) 患者数
 - (i) 外来患者の数
- (4) 患者満足度の調査
 - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

ニ 助産所

- (1) 助産所の人員配置
 - (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 分娩取扱数
- (3) 妊産婦等満足度の調査
 - (i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無
 - (ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無
- (4) 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

第四 その他厚生労働大臣の定める事項

○ 医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）別表第一第一の項第二号イ（7）に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

- 一 終日の対応
- 二 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応
- 三 連携する病院又は診療所への電話の転送

第二条 規則別表第一第一の項第二号ロ（3）に規定する厚生労働大臣の定める業務形態は、次のとおりとする。

- 一 助産所内における業務の実施
- 二 出張による業務の実施

第三条 規則別表第一第一の項第三号イ（3）に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。

- 一 手話による対応
- 二 施設内の情報の表示
- 三 音声による情報の伝達
- 四 施設内点字ブロックの設置
- 五 点字による表示

第四条 規則別表第一第一の項第三号イ（4）に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、施設のバリアフリー化の実施とする。

第五条 規則別表第一第一の項第三号イ（5）に規定する厚生労働大臣の定める措置は、次のとおりとする。

- 一 施設内における全面禁煙の実施

二 喫煙室の設置

第六条 規則別表第一第一の項第三号ロ（２）に規定する厚生労働大臣の定める提供方法は、次のとおりとする。

- 一 適時及び適温による食事の提供
- 二 病床外での食事
- 三 選択可能な入院食の提供

第七条 規則別表第一第一の項第四号イ（１）に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。

- 一 保険医療機関
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関
- 三 労災保険指定医療機関
- 四 指定自立支援医療機関（更生医療）
- 五 指定自立支援医療機関（育成医療）
- 六 指定自立支援医療機関（精神通院医療）
- 七 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
- 八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院
- 九 精神保健指定医の配置されている医療機関
- 十 生活保護法指定医療機関（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に基づく指定医療機関を含む。）
- 十一 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）
- 十二 結核指定医療機関
- 十三 指定養育医療機関
- 十四 指定療育機関
- 十五 指定小児慢性特定疾病医療機関

- 十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく指定医療機関
- 十七 戦傷病者特別援護法指定医療機関
- 十八 原子爆弾被害者医療指定医療機関
- 十九 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関
- 二十 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関
- 二十一 公害医療機関
- 二十二 母体保護法指定医の配置されている医療機関
- 二十三 特定機能病院
- 二十四 臨床研究中核病院
- 二十五 地域医療支援病院
- 二十六 災害拠点病院
- 二十七 ヘき地医療拠点病院
- 二十八 小児救急医療拠点病院
- 二十九 救命救急センター
- 三十 臨床研修病院
- 三十一 特定行為研修指定研修機関
- 三十二 臨床修練病院等
- 三十三 臨床教授等病院
- 三十四 がん診療連携拠点病院
- 三十五 エイズ治療拠点病院
- 三十六 肝疾患診療連携拠点病院
- 三十七 特定疾患治療研究事業委託医療機関
- 三十八 在宅療養支援診療所
- 三十九 在宅療養支援歯科診療所
- 四十 在宅療養支援病院
- 四十一 在宅療養後方支援病院
- 四十二 DPC対象病院
- 四十三 無料低額診療事業実施医療機関

四十四 総合周産期母子医療センター

四十五 地域周産期母子医療センター

四十六 不妊専門相談センター

四十七 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

(平二〇厚労告一二〇・平二〇厚労告二〇五・平二四厚労告四九三・平二六厚労告三六一・平二八厚労告一六七・平二八厚労告四三七・一部改正)

第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める種類は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一条第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格とする。

(平二〇厚労告一二〇・全改)

第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。

- 一 集中治療室
- 二 冠状動脈疾患専用集中治療室
- 三 脳卒中専用集中治療室
- 四 呼吸器疾患専用集中治療室
- 五 小児集中治療室
- 六 新生児集中治療室
- 七 母体胎児集中治療室
- 八 手術室
- 九 無菌治療室
- 十 機能訓練室
- 十一 精神科保護室
- 十二 病理解剖室
- 十三 高気圧酸素治療室
- 十四 ヘリコプターを含む患者搬送車
- 十五 新生児搬送車

(平二四厚労告四九三・平二八厚労告四三七・一部改正)

第十条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(2)に規定する厚生労働大

臣の定める介護施設は、次のとおりとする。

- 一 介護老人福祉施設
- 二 介護老人保健施設
- 三 居宅介護支援事業所
- 四 介護予防支援事業所
- 五 老人介護支援センター
- 六 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション
- 七 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所
- 八 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所
- 九 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所
- 十 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所
- 十一 特定施設又は介護予防特定施設
- 十二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 十三 地域密着型通所介護
- 十四 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所
- 十五 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- 十六 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム
- 十七 地域密着型特定施設
- 十八 地域密着型介護老人福祉施設
- 十九 複合型サービス事業所
- 二十 第一号通所事業に係る事業所

(平二四厚労告二〇二・平二七厚労告一九五・平二八厚労告一六八・一部改正)

第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ（４）、ロ（３）及びハ（２）に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

- 一 皮膚・形成外科領域
- イ 皮膚・形成外科領域の一次診療
- ロ 真菌検査
- ハ 皮膚生検
- ニ 凍結療法
- ホ 光線療法

- ヘ 中等症の熱傷の入院治療
- ト 顔面外傷の治療
- チ 皮膚悪性腫瘍手術
- リ 皮膚悪性腫瘍化学療法
- ヌ 良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術
- ル マイクロサージェリーによる遊離組織移植
- ヲ 唇顎口蓋裂手術
- ワ アトピー性皮膚炎の治療
- 二 神経・脳血管領域
- イ 神経・脳血管領域の一次診療
- ロ 脳波検査
- ハ 長期継続頭蓋内脳波検査
- ニ 光トポグラフィー
- ホ 脳磁図
- ヘ 頭蓋内圧持続測定
- ト ^{けい}頸部動脈血栓内膜剥離術
- チ 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応することができるものに限る。）
- リ チ以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術
- ヌ 抗血栓療法
- ル 頭蓋内血腫除去術（終日対応することができるものに限る。）
- ヲ ル以外の頭蓋内血腫除去術
- ワ 脳動脈^{りゅう}瘤根治術（終日対応することができるものに限る。）
- カ ワ以外の脳動脈^{りゅう}瘤根治術
- ヨ 脳動静脈奇形摘出術
- タ 脳血管内手術
- レ 脳腫瘍摘出術
- ソ 脊髄腫瘍摘出術
- ツ 悪性脳腫瘍放射線療法
- ネ 悪性脳腫瘍化学療法
- ナ 小児脳外科手術

ラ てんかん手術を含む機能的脳神経手術
三 精神科・神経科領域
イ 精神科・神経科領域の一次診療
ロ 臨床心理・神経心理検査
ハ 精神療法
ニ 精神分析療法
ホ 心身医学療法
ヘ 終夜睡眠ポリグラフィー
ト 禁煙指導
チ 思春期のうつ病又は躁うつ病
リ 睡眠障害
ヌ 摂食障害
ル アルコール依存症
ヲ 薬物依存症
ワ 神経症性障害
カ 認知症
ヨ 心的外傷後ストレス障害
タ 発達障害
レ 精神科ショート・ケア
ソ 精神科デイ・ケア
ツ 精神科ナイト・ケア
ネ 精神科デイ・ナイト・ケア
ナ 重度認知症患者デイ・ケア
四 眼領域
イ 眼領域の一次診療
ロ 硝子体手術
ハ 水晶体再建術
ニ 緑内障手術
ホ 網膜光凝固術
ヘ 斜視手術

ト 角膜移植術
チ コンタクトレンズ検査
リ 小児視力障害診療
五 耳鼻咽喉領域
イ 耳鼻咽喉領域の一次診療
ロ 喉頭ファイバースコピー
ハ 純音聴力検査
ニ 補聴器適合検査
ホ 電気味覚検査
ヘ 小児聴力障害診療
ト 鼓室形成手術
チ 副鼻腔炎手術
リ 内視鏡下副鼻腔炎手術
ヌ 舌悪性腫瘍手術
ル 舌悪性腫瘍化学療法
ヲ 舌悪性腫瘍放射線療法
ワ 咽頭悪性腫瘍手術
カ 咽頭悪性腫瘍化学療法
ヨ 咽頭悪性腫瘍放射線療法
タ 喉頭悪性腫瘍手術
レ 喉頭悪性腫瘍化学療法
ソ 喉頭悪性腫瘍放射線療法
ツ 摂食機能障害の治療
六 呼吸器領域
イ 呼吸器領域の一次診療
ロ 気管支ファイバースコピー
ハ 肺悪性腫瘍摘出術
ニ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術
ホ 肺悪性腫瘍化学療法
ヘ 肺悪性腫瘍放射線療法

- ト 在宅持続陽圧呼吸療法
- チ 在宅酸素療法
- 七 消化器系領域
- イ 消化器系領域の一次診療
- ロ 上部消化管内視鏡検査
- ハ 上部消化管内視鏡的切除術
- ニ 下部消化管内視鏡検査
- ホ 下部消化管内視鏡的切除術
- ヘ 虫垂切除術（ただし、乳幼児に係るものを除く。）
- ト 食道悪性腫瘍手術
- チ 食道悪性腫瘍化学療法
- リ 食道悪性腫瘍放射線療法
- ヌ 胃悪性腫瘍手術
- ル 腹腔鏡^{くう}下胃悪性腫瘍手術
- ヲ 胃悪性腫瘍化学療法
- ワ 胃悪性腫瘍放射線療法
- カ 大腸悪性腫瘍手術
- コ 腹腔鏡^{くう}下大腸悪性腫瘍手術
- タ 大腸悪性腫瘍化学療法
- レ 人工肛門の管理
- ハ 肝・胆道・膵臓^{すい}領域
- イ 肝・胆道・膵臓^{すい}領域の一次診療
- ロ 肝生検
- ハ 肝悪性腫瘍手術
- ニ 肝悪性腫瘍化学療法
- ホ 胆道悪性腫瘍手術
- ヘ 胆道悪性腫瘍化学療法
- ト 開腹による胆石症手術
- チ 腹腔鏡^{くう}下胆石症手術
- リ 内視鏡的胆道ドレナージ

- ヌ 経皮経肝的胆道ドレナージ
- ル ^{すい}膵悪性腫瘍手術
- ヲ ^{すい}膵悪性腫瘍化学療法
- ワ ^{すい}膵悪性腫瘍放射線療法
- カ 体外衝撃波胆石破碎術
- ヨ 生体肝移植
- 九 循環器系領域
- イ 循環器系領域の一次診療
- ロ ホルター型心電図検査
- ハ 心臓カテーテル法による諸検査（終日対応することができるものに限る。）
- ニ ハ以外の心臓カテーテル法による諸検査
- ホ 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査
- ヘ 冠動脈バイパス術
- ト 経皮的冠動脈形成術
- チ 経皮的冠動脈血栓吸引術
- リ 経皮的冠動脈ステント留置術
- ヌ 弁膜症手術
- ル 開心術
- ヲ 大動脈^{りゅう}瘤手術
- ワ 下肢静脈^{りゅう}瘤手術
- カ ペースメーカー移植術
- ヨ ペースメーカー管理
- 十 腎・泌尿器系領域
- イ 腎・泌尿器系領域の一次診療
- ロ ^{ぼうこう}膀胱鏡検査
- ハ 腎生検
- ニ 血液透析
- ホ 夜間透析
- ヘ 腹膜透析
- ト 体外衝撃波腎・尿路結石破碎術

- チ 腎悪性腫瘍手術
- リ 腎悪性腫瘍化学療法
- ヌ ^{ぼうこう}膀胱悪性腫瘍手術
- ル ^{ぼうこう}膀胱悪性腫瘍化学療法
- ヲ 前立腺悪性腫瘍手術
- ワ ^{くう}腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- カ 前立腺悪性腫瘍化学療法
- ヨ 前立腺悪性腫瘍放射線療法
- タ 生体腎移植
- レ 尿失禁の治療
- 十一 産科領域
- イ 産科領域の一次診療
- ロ 正常分娩
- ハ 選択帝王切開術
- ニ 緊急帝王切開術
- ホ 卵管形成術
- ヘ 卵管鏡下卵管形成術
- ト ハイリスク妊産婦共同管理
- 十二 婦人科領域
- イ 婦人科領域の一次診療
- ロ 更年期障害治療
- ハ 子宮筋腫摘出術
- ニ ^{くう}腹腔鏡下子宮筋腫摘出術
- ホ 子宮悪性腫瘍手術
- ヘ 子宮悪性腫瘍化学療法
- ト 子宮悪性腫瘍放射線療法
- チ 卵巣悪性腫瘍手術
- リ 卵巣悪性腫瘍化学療法
- ヌ 卵巣悪性腫瘍放射線療法
- 十三 乳腺領域

- イ 乳腺領域の一次診療
- ロ 乳腺悪性腫瘍手術
- ハ 乳腺悪性腫瘍化学療法
- ニ 乳腺悪性腫瘍放射線療法
- 十四 内分泌・代謝・栄養領域
- イ 内分泌・代謝・栄養領域の一次診療
- ロ 内分泌機能検査
- ハ インスリン療法
- ニ 糖尿病患者教育
- ホ 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導
- ヘ 甲状腺腫瘍手術
- ト 甲状腺悪性腫瘍化学療法
- チ 甲状腺悪性腫瘍放射線療法
- リ 副腎悪性腫瘍手術
- ヌ 副腎腫瘍摘出術
- 十五 血液・免疫系領域
- イ 血液・免疫系領域の一次診療
- ロ 骨髓生検
- ハ リンパ節生検
- ニ 造血器腫瘍遺伝子検査
- ホ 白血病化学療法
- ヘ 白血病放射線療法
- ト 骨髓移植
- チ ^{さい}臍帯血移植
- リ リンパ組織悪性腫瘍化学療法
- ヌ リンパ組織悪性腫瘍放射線療法
- ル 血液凝固異常の診断及び治療
- ヲ エイズ診療
- ワ アレルギーの減感作療法
- 十六 筋・骨格系及び外傷領域

- イ 筋・骨格系及び外傷領域の一次診療
- ロ 関節鏡検査
- ハ 手の外科手術
- ニ アキレス腱断裂手術
- ホ 骨折観血的手術
- ヘ 人工股関節置換術
- ト 人工膝関節置換術
- チ 脊椎手術
- リ 椎間板摘出術
- ヌ 椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術
- ル 軟部悪性腫瘍手術
- ヲ 軟部悪性腫瘍化学療法
- ワ 骨悪性腫瘍手術
- カ 骨悪性腫瘍化学療法
- ヨ 小児整形外科手術
- タ 義肢装具の作成及び評価
- 十七 リハビリ領域
- イ 視能訓練
- ロ 摂食機能療法
- ハ 心大血管疾患リハビリテーション
- ニ 脳血管疾患等リハビリテーション
- ホ 廃用症候群リハビリテーション
- ヘ 運動器リハビリテーション
- ト 呼吸器リハビリテーション
- チ 難病患者リハビリテーション
- リ 障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション
- ヌ がん患者リハビリテーション
- ル 認知症患者リハビリテーション
- 十八 小児領域
- イ 小児領域の一次診療

- ロ 小児循環器疾患
- ハ 小児呼吸器疾患
- ニ 小児腎疾患
- ホ 小児神経疾患
- ヘ 小児アレルギー疾患
- ト 小児自己免疫疾患
- チ 小児糖尿病
- リ 小児内分泌疾患
- ヌ 小児先天性代謝疾患
- ル 小児血液疾患
- ヲ 小児悪性腫瘍
- ワ 小児外科手術
- カ 小児の脳炎又は髄膜炎
- ヨ 小児の腸重積
- タ 乳幼児の育児相談
- レ 夜尿症の治療
- ソ 小児食物アレルギー負荷検査
- 十九 麻酔領域
- イ 麻酔科標榜医による麻酔
- ロ 全身麻酔
- ハ 硬膜外麻酔
- ニ 脊椎麻酔
- ホ 神経ブロック
- ヘ 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入
- 二十 緩和ケア領域
- イ 医療用麻薬によるがん^{とう}疼痛治療
- ロ 緩和的放射線療法
- ハ がんに伴う精神症状のケア
- 二十一 放射線治療領域
- イ 体外照射

- ロ ガンマナイフによる定位放射線治療
- ハ 直線加速器による定位放射線治療
- ニ 粒子線治療
- ホ 密封小線源照射
- ヘ 術中照射
- 二十二 画像診断
- イ 画像診断管理
- ロ 遠隔画像診断
- ハ CT撮影
- ニ MRI撮影
- ホ マンモグラフィー検査
- ヘ ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影
- 二十三 病理診断
- イ 病理診断
- ロ 病理迅速検査
- 二十四 歯科領域
- イ 歯科領域の一次診療
- ロ 成人の歯科矯正治療
- ハ 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療
- ニ 顎変形症の歯科矯正治療
- ホ 著しく歯科診療が困難な者の歯科治療
- ヘ 摂食機能障害の治療
- 二十五 口腔^{くわう}外科領域
- イ 埋伏歯抜歯
- ロ 顎関節症治療
- ハ 顎変形症治療
- ニ 顎骨骨折治療
- ホ 口唇、舌若しくは口腔^{くわう}粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
- ヘ 唇顎口蓋裂治療

二十六 その他

イ 漢方医学

ロ ^{しんきゅう}鍼灸治療

ハ 外来における化学療法

ニ 在宅における看取り

(平二四厚労告四九三・平二八厚労告四三七・一部改正)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ（５）及びロ（４）に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 日帰り手術

イ 皮膚、皮下腫瘍摘出術

ロ ^{えき}腋臭症手術

ハ 半月板切除術

ニ 関節鏡下半月板切除術

ホ 手根管開放手術

ヘ 関節鏡下手根管開放手術

ト 水晶体再建術

チ 乳腺腫瘍摘出術

リ 気管支^{さく}狭窄拡張術

ヌ 気管支腫瘍摘出術

ル 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術

ヲ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

ワ 経尿道的レーザー前立腺切除術

二 一泊二日手術

イ 関節^{ねずみ}鼠摘出手術

ロ 関節鏡下関節^{ねずみ}鼠摘出手術

ハ 半月板縫合術

ニ 関節鏡下半月板縫合術

ホ 靱帯^{じん}断裂縫合術

ヘ 関節鏡下靱帯^{じん}断裂縫合手術

ト 顎下腺腫瘍摘出術

- チ 顎下腺摘出術
- リ 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術
- ヌ 腹腔鏡下胆嚢^{のう}摘出術
- ル 腹腔鏡下虫垂^{くう}切除術
- ヲ 痔核手術（脱肛^じを含む。）
- ワ 経尿道的尿路結石除去術
- カ 尿失禁手術
- ヨ 子宮附属器腫瘍摘出術
- 三 四泊五日手術
- イ 腋臭^{えき}症手術
- ロ 関節鏡下手根管開放手術
- ハ 胸腔鏡下交感神経節切除術
- ニ 水晶体再建術
- ホ 乳腺腫瘍摘出術
- ヘ 経皮的シャント拡張術・血栓除去術
- ト 下肢静脈^{りゅう}瘤手術
- チ ヘルニア手術
- リ 腹腔鏡下鼠径^そヘルニア手術
- ヌ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
- ル 痔核手術（脱肛^じを含む。）
- ヲ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ワ 子宮頸部^{けい}（膣部^{ちつ}）切除術
- カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

（平二四厚労告四九三・平二八厚労告四三七・一部改正）

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ（８）及びロ（７）に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

- 一 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合の予防接種
- 二 ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種
- 三 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種
- 四 急性灰白髄炎の予防接種

- 五 麻しんの予防接種
- 六 風しんの予防接種
- 七 麻しん及び風しんの二種混合の予防接種
- 八 日本脳炎の予防接種
- 九 破傷風の予防接種
- 十 結核の予防接種
- 十一 Hib感染症の予防接種
- 十二 小児の肺炎球菌感染症の予防接種
- 十三 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種
- 十四 水痘の予防接種
- 十五 インフルエンザの予防接種
- 十六 成人の肺炎球菌感染症の予防接種
- 十七 おたふくかぜの予防接種
- 十八 A型肝炎の予防接種
- 十九 B型肝炎の予防接種
- 二十 コレラの予防接種
- 二十一 狂犬病の予防接種
- 二十二 黄熱病の予防接種
- 二十三 ロタウイルス感染症の予防接種
- 二十四 髄膜炎菌感染症の予防接種

(平二五厚労告一二六・平二八厚労告四三七・一部改正)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ（９）、ロ（８）及びハ（５）に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

- 一 在宅医療
- イ 往診（終日対応することができるものに限る。）
- ロ イ以外の往診
- ハ 退院時共同指導
- ニ 在宅患者訪問診療
- ホ 在宅時医学総合管理
- ヘ 施設入居時等医学総合管理

ト 在宅がん医療総合診療
チ 救急搬送診療
リ 在宅患者訪問看護・指導
ヌ 同一建物居住者訪問看護・指導
ル 在宅患者訪問点滴注射管理指導
ヲ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理
ワ 訪問看護指示
カ 介護職員等喀痰吸引等指示
ヨ 在宅患者訪問薬剤管理指導
タ 在宅患者訪問栄養食事指導
レ 在宅患者連携指導
ソ 在宅患者緊急時等カンファレンス
ツ 在宅患者共同診療
ネ 在宅患者訪問褥瘡管理指導
ナ 歯科訪問診療
ラ 訪問歯科衛生指導
ム 歯科疾患在宅療養管理
ウ 在宅患者歯科治療総合医療管理
キ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理
ニ 在宅療養指導
イ 退院前在宅療養指導管理
ロ 在宅自己注射指導管理
ハ 在宅小児低血糖症患者指導管理
ヒ 在宅妊娠糖尿病患者指導管理
ホ 在宅自己腹膜灌流指導管理
ヘ 在宅血液透析指導管理
ト 在宅酸素療法指導管理
チ 在宅中心静脈栄養法指導管理
リ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
ヌ 在宅小児経管栄養法指導管理

- ル 在宅自己導尿指導管理
- ヲ 在宅人工呼吸指導管理
- ワ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- カ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理
- ヨ 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理
- タ 在宅寝たきり患者処置指導管理
- レ 在宅自己疼痛^{とう}管理指導管理
- ソ 在宅振戦等刺激装置治療指導管理
- ツ 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理
- ネ 在宅仙骨神経刺激療法指導管理
- ナ 在宅肺高血圧症患者指導管理
- ラ 在宅気管切開患者指導管理
- ム 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
- ウ 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理
- 三 診療内容
- イ 点滴の管理
- ロ 中心静脈栄養
- ハ 腹膜透析
- ニ 酸素療法
- ホ 経管栄養
- ヘ 疼痛^{とう}の管理
- ト 褥瘡^{じよくそう}の管理
- チ 人工肛門の管理
- リ 人工膀胱の管理
- ヌ レスピレーター
- ル モニター測定
- ヲ 尿カテーテル
- ワ 気管切開部の処置
- カ 在宅ターミナルケアの対応
- 四 他の施設との連携

- イ 病院との連携
- ロ 診療所との連携
- ハ 訪問看護ステーションとの連携
- ニ 居宅介護支援事業所との連携
- ホ 薬局との連携

(平二四厚労告四九三・平二八厚労告四三七・一部改正)

第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ（10）及びロ（9）に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。

- 一 施設サービス
 - イ 介護福祉施設サービス
 - ロ 介護保健施設サービス
 - ハ 介護療養施設サービス
- 二 居宅介護支援
- 三 居宅サービス
 - イ 訪問介護
 - ロ 訪問入浴介護
 - ハ 訪問看護
 - ニ 訪問リハビリテーション
 - ホ 居宅療養管理指導
 - ヘ 通所介護
 - ト 通所リハビリテーション
 - チ 短期入所生活介護
 - リ 短期入所療養介護
 - ヌ 特定施設入居者生活介護
 - ル 福祉用具貸与
 - ヲ 特定福祉用具販売
- 四 地域密着型サービス
 - イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ロ 夜間対応型訪問介護
 - ハ 地域密着型通所介護

- ニ 認知症対応型通所介護
- ホ 小規模多機能型居宅介護
- ヘ 認知症対応型共同生活介護
- ト 地域密着型特定施設入居者生活介護
- チ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- リ 複合型サービス
- 五 介護予防支援
- 六 介護予防サービス
- イ 介護予防訪問介護
- ロ 介護予防訪問入浴介護
- ハ 介護予防訪問看護
- ニ 介護予防訪問リハビリテーション
- ホ 介護予防居宅療養管理指導
- ヘ 介護予防通所介護
- ト 介護予防通所リハビリテーション
- チ 介護予防短期入所生活介護
- リ 介護予防短期入所療養介護
- ヌ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ル 介護予防福祉用具貸与
- ヲ 特定介護予防福祉用具販売
- 七 介護予防地域密着型サービス
- イ 介護予防認知症対応型通所介護
- ロ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ハ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 八 地域支援事業
- イ 第一号訪問事業
- ロ 第一号通所事業

(平二四厚労告二〇二・平二七厚労告一九五・平二八厚労告一六八・一部改正)

第十六条 規則別表第一第二の項第一号ニ（２）に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。

- 一 周産期相談
- 二 母乳育児相談
- 三 栄養相談
- 四 家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）
- 五 女性の健康相談
- 六 訪問相談又は訪問指導

（平二八厚労告四三七・一部改正）

第十七条 規則別表第一第三の項第一号イ（１）（i）、（ii）及び（iii）、ロ（１）（i）、ハ（１）（i）並びにニ（１）（i）に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士並びに作業療法士とする。

第十八条 規則別表第一第三の項第一号イ（６）（i）に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査
- 二 処方
- 三 予約

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条において厚生労働大臣が定めるもののうち、第一号チ及びヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びヨ、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びヘ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びル、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びヘ、第二十一号ロ、ハ及びニ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びヘ並びに第二十六号ニの実施件数とする。

（平二四厚労告四九三・平二八厚労告四三七・一部改正）

改正文（平成二〇年三月二六日厚生労働省告示第一二〇号）抄

平成二十年四月一日から適用する。ただし、同令附則第二条の規定が適用される場合

における同令による改正前の医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類はこの告示による改正前の平成十九年厚生労働省告示第五十三号第八条各号に掲げる種類とし、当分の間、平成十九年厚生労働省告示第百八号(医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件)第一条第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格に係る届出が受理された日から起算して二年を経過する日までの間における当該資格は、医療法施行規則第一条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する事項に該当しないものとすることができる。

改正文 (平成二〇年三月三十一日厚生労働省告示第二〇五号) 抄
平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二四年三月三〇日厚生労働省告示第二〇二号) 抄
平成二十四年四月一日から適用する。

改正文 (平成二五年三月三〇日厚生労働省告示第一二六号) 抄
平成二十五年四月一日から適用する。

附 則 (平成二六年九月一八日厚生労働省告示第三六一号)

この告示は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)の施行の日(平成二十六年十月一日)から施行する。

改正文 (平成二七年三月三十一日厚生労働省告示第一九五号) 抄
平成二十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成二八年三月三十一日厚生労働省告示第一六八号) 抄
平成二十八年四月一日から適用する。